

地域子ども会運営基準

1 目的

子ども会は、子どもの遊びを中心とした集団活動を継続的かつ自主的に行うことにより、その社会性を養い、子どもの健全な育成とその資質の向上を図ることを目的とする。

2 組織

- (1) 子ども会は、町内などの小地域を単位とし、その地域のすべての子どもを対象にしていること。
- (2) 会員は、就学前 2 学年の幼児並びに小学生及び中学生の児童であること。
- (3) 会員は35人以上であること。ただし、次の事由のいずれかに該当する子ども会については、会員数は 5人以上とする。
 - ア 住宅急増、交通事情など地域事情により、他の子ども会と合併して活動することが困難である子ども会
 - イ 会員の転出により会員が減少した子ども会
 - ウ その他、市長がア又はイに準じて適当と認めた子ども会

3 運営

- (1) 子ども会の運営は、会員の自主性により民主的におこなわれるものであること。
- (2) 子ども会の会長を 1人選任していること。

4 活動

- (1) 子ども会は、文化、体育及び奉仕の活動など、その目的達成のため集団活動を行うものとする。
- (2) 行事等の計画実施は、民主的に決め会員のすべてが参加できるものであること。
- (3) 活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的におこなうものとし、常に会員が楽しく参加できるものとする。

5 子ども会活動の援助等

- (1) 子ども会は、地域のすべての人の理解と協力のもとに運営されていること。
- (2) 地域には、子ども会活動を側面的に助言し、又は援助を行う子ども会育成者がいること。
- (3) 地域では、子ども会の代表として子ども会育成者の中から「子ども会育成会会長」を 1人選任していること。

6 会則

子ども会は、おおむね次の事項について会則を定めているものとする。

- (1) 会の名称と事務所
- (2) 会の目的
- (3) 会員
- (4) 会のしごと
- (5) 役員
- (6) 会議
- (7) 経費

7 帳簿等の整備

- (1) 会員及び役員の名簿
- (2) 年間プログラム、活動記録
- (3) 予算書・決算書・現金出納簿

8 経理

子ども会は、活動にかかわる関係帳簿および証拠書類を事業完了後 5年間は保存しておくこと。